

# ○相続税法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令 覽

・所得税法等の一部を改正する法律（平成二七・三・三二法九）  
本則三条（平成三〇・一・一施行）

## 第〇条①（存書略）

五 保険金については、その保険（共済を含む）の契約に係る

条第一項において同じ。の本店又は主たる事務所（この法律

の施行地、本店又は主たる事務所がない場合において、この

法律の施行地に当該保険の契約に係る事務所を行営業所、事

務所その他これらに準ずるものをするときにあつては、当

該営業所、事務所その他これらに準ずるもの、次号において

同じ。の所在

六十三（略）

②④（略）

第五九条① 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所

事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業

所等」という。）を有するものは、その月中に支払つた生命保険

契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち政令で定め

るもの又は支給した退職手当金等（第三案第一項第二号に掲げ

る給与をいう。以下この項において同じ。）について、翌月十五

日まで、財務省令で定める様式に従つて作成した当該各号に

定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄事務

署長に提出しなければならない。ただし、保険金額又は退職手

当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合はこの限

りでない。

ならない。

一・二（略）

⑤ 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、

改正後の⑤

政令で定めるところにより第一項若しくは第二項に規定する所

轄務署長（次項において「所轄務署長」という。）の承認を

受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限

の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基

づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、そ

の者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提

出をもつて当該調書の提出に代へることができる。改正後の⑥

⑥ 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄務

署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項又は第二項の

規定及び第四項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法の

いずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定め

る税務署長に提供することができる。改正後の⑦

⑦ 第四項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第

五項の規定により行われた光ディスク等の提出については、これら

の項又は第七項の規定による調書の提出とみなし、これらの

規定及び第七十条の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の

調査）及び第七十二条（罰則）の規定を適用する。改正後の⑧

⑧

新②（改正により追加）

③（略、改正後の③④）

④ 第一項各号又は第二項に定める調書（以下この条において単

に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の

前年度の一月一日から十二月三十一日までとの間に提出すべきで

あつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算

出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべ

き者は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該調書に記

載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この

条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれか

によりこれらの規定に規定する所轄務署長に提供しなければ

ならない。

一・二（略）

⑤ 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、

改正後の⑤

政令で定めるところにより第一項若しくは第二項に規定する所

轄務署長（次項において「所轄務署長」という。）の承認を

受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限

の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基

づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、そ

の者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提

出をもつて当該調書の提出に代へることができる。改正後の⑥

⑥ 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄務

署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項又は第二項の

規定及び第四項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法の

いずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定め

る税務署長に提供することができる。改正後の⑦

⑦ 第四項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第

五項の規定により行われた光ディスク等の提出については、これら

の項又は第七項の規定による調書の提出とみなし、これらの